

1. 序 論

貨幣価値変動会計の研究は、第二次世界大戦（1939年～1945年）後も、各国を襲ったインフレーションを背景にしてますます活発になり、各国の異なる事情の下に多くの研究業績を生んでいる。

本報告は、イギリスおよびアメリカにおける貨幣価値変動会計について取りあげたものである。

2. イギリスにおける貨幣価値変動会計

a 第二次世界大戦後のイギリスにおけるインフレーション会計

第二次世界大戦後のイギリスの卸売物価指数はつき（第1表）のごとくで、片野一郎教授がとりあげられた⁽¹⁾ S I A A (Society of Incorporated Accountants and Auditors) の会員である C.Percy Barrowcliff 氏がロンドンで1952年6月に開催された第6回国際会議の主要議題の「物価変動と会計」に関する報告で「今日の物価の動きは第一次世界大戦後における当時の物価の動きとはまったくちがっている。この物価が第二次世界大戦前の水準に安定する兆候はまったくみられない⁽²⁾」とされたごとく、第一次世界大戦のときはまったく異なっていたのである。

第 1 表

1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945	1946	1947	1948	1949	1950
100	97	96	99	101	108	124	110	114	156	174	185	200	196	201	227	281	318	334	369

すなわち、イギリスにおいても第二次世界大戦後はインフレーションの影響を除去するための財務会計に関する研究がなされたのである。

国家的には、まずイギリスの所得税法の改正にこれをみることができる。1945年にイギリスでは、物価上昇の程度が僅少のため⁽³⁾ 再評価という方法をとらず初年度高率償却（Initial Allowance）の制度によって物価高騰に対応しようとした。その方法は、1944年4月6日以後に取得した産業用建物・鉱業設備に対して10%，機械設備に対して20%の特別償却を認めた。（機械設備は中古でも対象となるが建物は新しいものに限られた。これは1949年には1949年4月6日以降取得する機械設備に対する特別償却率は40%に引上げられた）その計算例はつきのごとくなる。

取得価額100ポンドであった旧機械が廃棄され、1949年5月1日に新機械と取替えられたときの価額が200ポンドとし、残存価額がないものとすると、新機械の初年度の償却額は、普通償却率を10%とすると、

$$200 \times 40\% + 200 \times 10\% = 100 \text{ が利益から控除されることとなり、旧機械の償却額}$$

100ポンドとの合計額は200ポンドとなり、この金額は、丁度、新機械の取得価額にあたるので、以上のごとく特別償却率40%，年償却率10%とすれば固定資産価格における100%の騰貴は完全にカバーされ、さらに第二の機械が第三の機械と取替えられるとき、第三の機械が300ポンドになっていたとすれば、特別償却率を60%に高めれば課税所得上控除されるつぎの減価償却費の合計額が第三の機械の取得価額に対応し得ることになる⁽⁴⁾。

第二の機械の償却残額	100
第三の機械の特別償却額(60%)	180
第三の機械の初年度の普通償却額(10%)	<u>30</u>
合 計	<u>310</u>

これには「価格騰貴への考慮は、単に固定資産取替に際して要する資金面での考慮であって、価格変動によって生ずる損益計算上の歪みを修正し得るものでない⁽⁵⁾」との批判が生ずるのである。

また、イギリス産業界における会計実践のない手として主要な地位をしめていた会計士の諸団体は、インフレーション会計についてそれぞれ意見を発表している⁽⁶⁾。

ICAEW (The Institute of Chartered Accountants in England and Wales) の主張
第二次大戦後、ICAEW は「会計原則に関する報告書」の中で「インフレーションと会計」という問題に触れたのは、1945年の勧告書第9号、第10号、1949年の第12号、1952年の第15号であるが⁽⁷⁾、このうち第12号と第15号についてとりあげよう。

1949年1月の勧告書第12号は「物価水準の上昇と会計」(Rising Price Levels in Relation to Accounts) と題して公表された。

この勧告書は、「会社の取締役が株主に提出する会計報告書を会社法の規定にしたがって作成するにあたり当協会に属する職業会計士が助言を求められたときにそのるべき指針として発表されたもの⁽⁸⁾」であり、そのおもなものをあげればつぎのごとくである⁽⁹⁾。

① 物価水準がいちじるしく上昇している時期には、原材料や固定資産について実質的にはその買入に投じた額よりも多い金額が新資産の購入に必要となり、資本過少化の傾向がある。

② イギリスにおける課税計算の範囲には売価と取得原価との差額が入るため、事業の資本過少化を防ぐために必要な利益の内部留保をいちじるしく制限している。

③ 多数の事業家やその助言者たちは、従来の方法によって算出される期間利益ではなく、利益は消費もしくは販売した手持品を再取得するために必要な資金の増大部分をまかない、かつ事業継続上、使用した固定資産について、その再取得に必要な見込上昇額に対する適当な引当を設けるのに必要な資金の増大部分をまかない得る金額を収益に対応する費用として計上することが正しいという主張をもっている。

④ 従来の見解の支持者の③に対する批判としてつぎのものがあげられる。

- i ③の方法は、商品と固定資産（減価償却として）の取得原価を収益に対する費用として取りあつかう今日までの一般的な会計実務と矛盾している。
 - ii ③の方法を終始一貫してとるならば事業に使用する現金その他の流動資産の貨幣購買力の減少についても引当をしなければならない。しかるに、固定優先資本ないし借入資本の発行によって得た部分の貨幣の購買力を維持するコストを必要なチャージとして取りあつうと、これらの資本の保持者に対する債務の額が貨幣購買力がそれだけ減少していることを無視することとなり不合理である。キャピタルペネフィット
 - iii ③の方法を採用すると優先株主は、キャピタルペネフィット資本としての便益をすこしも得ないで配当を剥奪されてしまうかもしれないである。
 - iv ③の理論を消費もしくは販売した製品に関して一般に応用しうるほどの満足な方法を考案していないことである。
 - v 固定資産の再取得の価額を問題としているが、固定資産に関しては製造方法の進歩があるので、損耗もしくは陳腐化する工場は、つねに旧態のものと取り換えられるものではない。したがって、この点を考慮すると収益に対応する費用の金額の算定には多大の困難がともなう。
- ⑤ 課税は現在の法律上避けられないものであるので、それからの影響は別として、固定資産については、その帳簿価額を現在の見積取替価額まで引き上げ、それ以後の減価償却はその引上げ価額にもとづいて計算（その場合将来の年度償却費の計算方法には二つの方法があるが意見の一致をみない）すればよい。

⑥ ⑤については固定資産の価額引上げには、物価が新しい水準に安定しないことから生ずる困難、過年度の数字と比較することの困難および満足できる再評価の遂行に要する資料獲得の困難等が存在する。

そして、①から⑥までの諸問題を踏まえて最後に以下の勧告は会計原則に関する勧告書第9号および第10号の補足であるとしてつぎのごとく勧告している⁽¹⁰⁾。

① 上昇したコストによる取替をまかぬために設ける金額は、当該年度の利益決定以前に作るべき引当金（Provision）としてではなく、準備金（Reserve）への振替としてあつかうべきである。

② ①の設定金額は、当分の間、取締役が配当できないものと考えることを強調するために、資産の取替原価の増大に対する特別資本準備金としてこれを取扱うことを原則にすべきである。

③ 貸借対照表目的のために固定資産を見積取替原価を基礎として価格引上げをしてはならない。物価水準安定の決め手のない場合は特にそうである。

以上の勧告書第12号は、「第一に、報告書に記載する利益は歴史的原価による損益計算の方法をもって算出する⁽¹¹⁾」ことであり、「第二に、物価上昇期における歴史的原価による費用計算が資本実体の維持を保障しない点をいかにカバーするかについては、これを財務政策によること⁽¹²⁾」として「課税の重圧」という問題を解決することは税法変更という

政治上の問題に属し、単に会計方法を変更するだけでは解決しない、として突き放したものであった⁽¹³⁾。」がこの ICAEW の勧告書第 12 号は、イギリスにおいて、第二次世界大戦後のインフレーションの進行に伴って物価変動会計あるいは資本維持会計をめぐる論議が活発化するなかにあって、1940 年代初めに資本維持論争を開いたハイエク (F.H. von Hayek), ピグー (A.C. Pigou), ヒックス (J.R. Hicks) 等の業績とならんで会計学の観点から最初に注目すべき文献としてあげられているのである⁽¹⁴⁾。

片野一郎教授も、文中の最後の「勧告」の直前に述べられた「『株主に対し会社の財政におよぼす物価水準上昇の影響ならびにこれに対処するための手段に関する報告するかどうかは重役の考慮すべき問題である。利益のうちから控除する額を資産の使用期間にわたる割当の方法で必要資金を設ける計画に一致して定める場合には、報告は事実を示すはずである。』この一節は歴史的原価による会計の構造の中に胎動し始めたインフレーション会計合理化の息吹きである。そこには、きわめて素朴な形ではあるが、会計の測定領域の合理化への胎動と情報領域の合理化への胎動とが認められる⁽¹⁵⁾。」とされているのである。

しかし、この勧告書第 12 号は、企業の資本維持の要請と所得課税との矛盾の解決に関してまったく傍観者であったため、当時のイギリス産業界に失望をあたえたごとくであった⁽¹⁶⁾。

勧告書第 15 号は、第 12 号の思想を発展拡充した、いわばその螺線上にあるもので⁽¹⁷⁾「会計と貨幣購買力の変動」(Accounting in Relation to Changes in the Purchasing Power of Money) と題して表発された。

この勧告書第 12 号との相違点をあげればつきのとおりである。

① 勧告書第 15 号では、物価水準が激しく上昇する条件のもとでは歴史的原価による会計はその機能は著しく制約されるものであり、損益計算書にあらわれる期間利益は、単なる貨幣的利益 (Money Profit) であるにとどまり、経営の資本実体の維持を保障した後の配当可能利益ではないこと、また賃金交渉、課税等の目的にも適合するものでないこと、また、貸借対照表の数字は資本の実体を反映しない単なる貨幣的残高であるにとどまることをはっきり認識するとともに、したがって、かかる条件のもとでは、これらの欠陥をもたず、しかも、従来の歴史的原価による会計と同程度の実践性をもつところの新しい会計方法が必要であることをはっきり認めているのである⁽¹⁸⁾。

② 歴史的原価による会計に代わるべきものとしてのいくつかの新しい会計方法に対して、会計方法上の立場から容認しがたい最も重要な理由として、それらの新提案が会計の客觀性という点で歴史的原価による会計に取り替えうる資格のないことをあげている。すなわち、物価上昇期において歴史的原価による会計がなお不可欠なる理由を積極的に打ちだしている点が勧告書第 12 号と重要なちがいのある点である⁽¹⁹⁾。

③ 新しい会計方法の一つとして提唱されている「『指數法』を従来の『歴史的原価による会計』の補足手段として用いることが有効であることを認めて『もし、単に歴史的原

価により作成する会計報告書の付属表として、貨幣購買力の変動が企業の財政におよぼす影響についてのインフォーメーションを示すだけの目的でこの方法を用いるのであれば、有益なインフォーメーションを経営者と株主にあたえるであろう⁽²⁰⁾』と述べている点である。

④ 勧告書第15号は、③のように歴史的原価による基本会計報告書に併置して、貨幣購買力変動が企業財務におよぼした影響を測定した付属会計報告書を作成することが有効であることを認識しながらも、同勧告書末尾の「勧告」の中では、この付属会計報告書の作成ということを歴史的原価による会計の領域外における実験の問題として、当協会員たちにこれに関心をはらうように勧告している。これも勧告書第12号とは異なった重要な点である⁽²¹⁾。

第二次世界大戦後ACCA(The Association of Certified and Corporate Accountants)はつぎのようなインフレーション会計に関する出版物を公表した。

- ① Accounting for Inflation: A Study of Techniques under Conditions of Changing Price Levels, June 1952
- ② Observation on Recommendation XV of the Institute of Chartered Accountants of England and Wales Dec 1953

①は「インフレーション会計」と題して公表され、「貨幣購買力の変動と会計」に関して包括的な研究をしてきたが「減価償却準備の基礎としての歴史的原価の代わりに、取替価格を採用すべきであるという、同会会長のレイサム卿 (Load Latham)の方針」が再検討された⁽²²⁾。

②は「貨幣購買力の変動に関する会計についての ICAEW の勧告書第15号に対する見解」と題して「現下のイギリス産業界にとって焦眉の問題となっているのは、一般社会経済との関連において利益概念をどう決めるかというような悠長な問題ではなく、産業資本を実質的に維持しなければならぬ必要から企業利益計算上の二大要素である固定資産減価償却と期末棚卸資産評価にしばり、そこから具体的意見のエッセンスを簡約して述べて⁽²³⁾」いる。この声明書のイギリスのインフレーション下の企業所得の計算方法としての主張点はつぎの二つである⁽²⁴⁾。

- ① 棚卸資産について新たに後入先出法を導入することを唱導し、固定資産の減価償却については、年度損益計算上まず基本減価償却を歴史的原価で計上し、ついで現在原価 (current cost) によって計上した償却額と基本償却額との差額を補足費用として計上する。貸借対照表上は歴史的原価を一貫し、補足償却額計上部分に見合う貸方項目を“特別取替引当金勘定”として計上する。
 - ② 補足償却計上の基礎となる固定資産の修正額を算出するのに使用する指数は特別に作成することを提唱する。この指数は生計費指数でなく「原料費価格+賃金加重平均」をもって作成するものとする。
- ②の方法は、「現在の会計原則をそこなうことなしに採用できるというのであるが、減

価償却に関し補足的償却額を計上することから生ずる控除部分が資本であるのか、それとも利益留保であるのかについて明らかにしていない点は、この声明書の根本的欠陥である」と指摘されたが利益計算構造からは①の方法（歴史的原価による利益測定方法である）と異なり、減価償却の基礎に現在価値（current Value）をとることは、結果的に歴史的原価を離れた利益計算方法をとることとなり、これが資本と所得を区分する上で重要な点であるにかかわらずこれに触れていない点で批判されるのである。また、実行容易性をとれば①で後入先出法をあげるならば②で加速償却をとる方が筋が通っているとの批判が生ずるのはもっともなことといえる⁽²⁵⁾。

1954年1月16日SIAA (The Society of Incorporated Accountants and Auditors)は、その総会で、会員に対するガイダンス（guidance）として「貨幣価値変動の会計上の意義」（Accounting Implications of Changing Money Values）と題してステートメントを発表した⁽²⁶⁾。

① 固定資産の減価償却

継続企業の固定資産を再評価し、これを帳簿価値としたときは、減価償却費はこれを基礎として計上し、その変更による影響を損益計算書に表示すべきである⁽²⁷⁾。

また、再評価の手続をとらないときは、各勘定の締切日に、継続企業によって使用中の固定資産の歴史的原価にもとづいて行なわれる減価償却費に対する調整は、損益計算書に明瞭に記載するとともに貸借対照表には減価償却額変動引当金（Price changes reserve for depreciation）として別個の勘定に記載され、この勘定が借方残高であるときは、この勘定に記入が行なわれた年度の利益によって特別の相殺をはからねばならない⁽²⁸⁾。

また各勘定の締切日に、年度末の調整が不可能であるときは財務諸表に記載された利益には、減価償却費が歴史的原価の配分のみに局限されているという指示を与えることが必要である⁽²⁹⁾。

② 在庫品および仕掛品

在庫品および仕掛品の評価は商慣習にしたがうべきであり、企業がある種の評価法を用いるときは、(a)継続して用いる (b) その企業に適合している。(c)企業の目的にたいして現実的利益（realistic Profit）を表わすようにするという条件を満足させなければならない⁽³⁰⁾。

したがって、(a), (b), (c)の条件をみたすならばいかなる方法を用いてもよいので、貨幣価値変動がみられる場合、これらの条件をみたし、かつインフレーションの影響を排除できる評価方法として一定条件のもとに①低価法と②基準棚卸法（Base Stock Method）をあげるのである⁽³¹⁾。

③ 取替価格の決定

固定資産の取替価格の決定には、まず、工場や設備の購入日、原価、製造業者が各資産ごとに詳細に確かめられるべきである。

(i) その場合、製造業者の取替価格の指標を用いる（改良されている場合、改良部分の価値を測定し減額する⁽³²⁾）

(ii) 取替価格の変動は、内部的・外部的な物価指数を用いて適用することができる。

なお、工場や設備について記録がない場合は(i)の方法ができるかぎり合理的に適用し、時間がかかるときは各グループごとの資産の平均生命を推定し、それを基礎として物価指数が帳簿価値に適用され、実際の評価額が帳簿価値と比較されねばならない⁽³³⁾。

イギリスにおけるインフレーションは、1960年代後半以降、日本、アメリカ、西ドイツ、フランスのそれをはるかに凌ぐ速いテンポで進行しつづけた⁽³⁴⁾。（第2表参照）

したがって、イギリスにおけるインフレーションに関する論議は当然のことながら活発化した。

その代表的なものを挙げれば

第2表 物価傾向(1960=100) 卸売物価指数⁽³⁵⁾

	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977
イギリス	100	102.7	105	106	109.2	113.3	116.4	117.7	122.3	127	136	148.3	156.2	167.6	206.8	256.7	298.8	345
日本	100	101	99	101	101.4	102	104.5	106.5	107.4	109.7	113.6	112.7	113.6	131.7	173	178	188	-

ICAEWなどの会計士団体によって構成される会計基準運営委員会（Accounting Standards Steering Committee ASSCと略す）がまず1973年1月に「貨幣購買力変動会計（Accounting for Changes in the Purchasing Power of money）」と題して公開草案第8号（ED（exposure draft）8と略す）を発表した。その要点を挙げると⁽³⁶⁾

- ① 歴史的原価による財務諸表は従来通りとする。
- ② 期末の貨幣価値（消費者物価指数による）で修正した財務諸表を補足する。
- ③ 貨幣購買力損益も、税引前利益に算入されるが、これは独立の項目として表示する。
- ④ 株主持分（自己資本）は、その他の全項目を修正した結果の残余としてあらわれる。
- ⑤ 棚卸資産は修正原価と時価（正味実現可能価値）のいずれか低い方を探る。

また、ASSCは、1974年5月に「暫定基準会計実務書第7号」（Provisional statement of Standard accounting practice No.7以下SSAP7と略す）を発表した。

これはED8を引継いだものであったが、採用した指数がED8では個人消費支出のデフレーターを勧告したのに対して、SSAP7では小売物価指数（中央統計局が毎月発表）に変更した点で異なっており⁽³⁷⁾、イギリスにおけるインフレーション会計の制度化を本格的にとりあげている。すなわち、ED8と同じく、その方式としては、伝統的な歴史的原価会計を基本的会計制度として堅持しながら、補足的に貨幣購買力変動会計（修正原価会計）による会計情報を提供することを勧告しているのである⁽³⁸⁾。

b サンディランズ・レポート

かかる状況の下で、インフレーション会計の経済および政治面におよぼす影響を重視し、会計士だけにまかせておくわけにはいかないと感じた政府（ヒース保守党政権）は、1973年6月25日に、インフレーション会計の調査に乗出すという意向を表明し、保険会社（Commercial Union Assurance Co.）の会長であったサンディランズ（Francis Sandilands）氏を委員長とし、総数12名からなる政府のインフレーション会計委員会（The Committee on Company Accounts and Inflation, 通常サンディランズ委員会と呼ばれる）が英政府の大蔵大臣ならびに商工大臣（後に商務大臣）から1974年1月21日に任命され第1回の会合を行ない、最終会合は1975年6月25日であった。そして、1975年9月には、イギリス下院諮問委員会報告として「インフレーション会計に関するサンディランズ・レポート」を発表した。⁽³⁹⁾

それは、20章からなっている⁽⁴⁰⁾。

サンディランズ・レポートの目的は、冒頭のインフレーション会計委員会委任事項にもあるとおり「企業会計が費用および物価の変動（相対的変化を含む）を許容すべきかどうかを考慮し、もし許容されるとすれば、その具体的方式を検討して、勧告を行なう⁽⁴¹⁾」ことであった。

そして、勧告にあたっては(i)投資その他マネジメントの意志決定に与える効果、ならびに企業の効率全般に与える効果、(ii)資本市場を通ずる効率的資源配分に与える効果、(iii)英連合王国におけるインフレーションを抑制する必要性、(iv)投資家、債権者、被雇用者、政府、および公衆の情報に対する要請、(v)企業の利潤や資本利得にたいする課税におよぼす影響、ただし、企業部門の直接税負担比率は変わらないものとする。(vi)その他法人団体の会計におよぼす影響、(vii)その他の諸国、とくにEEC諸国の手続をその検討にあたって考慮に入れることを求めている⁽⁴²⁾。

すなわち、イギリスでは、これまで企業会計原則をインフレーションの進行に対応した合理的なものに改革する必要性に関してかなり広い合意がみられたが、とくに1975年当時における二桁台の記録的物価上昇の持続がその具体化を一層緊要なものとしたのであった。⁽⁴³⁾

レポートの内容は6つの部分からなっており、I（第1章）は序論であり、II（第2章から第6章まで）は、インフレーション下の会計測定、III（第7章から第11章まで）は各種会計システムの再検討をなしている。そしてIV（第12章から第14章まで）は、IIおよびIIIを前提としてカレント・コスト会計の勧告を行なっている。なおV（第15章から16章まで）はカレント・コスト会計と公共政策を、VI（第17章から第20章まで）は、カレント・コスト会計のその他の効用などをとりあげている。⁽⁴⁴⁾

サンディランズ・レポートにおける勧告の中心は、インフレーション会計の一方式である現在原価会計（Current Cost Accounting, CCA）の導入であり、上にとりあげたIVの部分がこれにあたる。したがって、以下にIVのうち第12章と第13章についてとりあげ

たいと思う。

c 現在原価会計

第12章における現在原価会計の諸原理の要約はつきのとおりである。⁽⁴⁵⁾

(i) すべての企業は、現在原価会計 (Current Cost Accounting CCAとして知られる会計システム) をできるだけ早く実際に採用すべきである。

この会計制度の主要点はつきの3つである。

- (a) 貨幣が測定単位であること。
 - (b) 資産と負債は評価額で (at valuation) 貸借対照表に記載されること。
 - (c) 操業利益 (Operating Profit) は期中に費消された資産の事業価値 (value to the business ⁽⁴⁶⁾) を差引いて計上されたものである。したがって、利益は保有利得⁽⁴⁷⁾ (holding gains)を含まず、それは別個に表示されている。
- (ii) 現在原価会計は実施可能な限りすみやかに企業の公開会計の基本になるべきである。ただし、取得原価を基準にした資産の純簿価 (the net book value) および取得原価による減価償却費は会計の注として引き続き記入しなければならない。
- (iii) 企業は資金運用表を会計報告に含めなければならない。また全企業の取締役は、将来、その年次報告にその年度におけるその資金の必要額に見合う利用可能な現金源の妥当性に関する報告を記載することが義務づけられる。
- (iv) 現在購買力 (Current Purchasing Power, CPP) の付属計算書が現在原価会計に付加されることを勧告しているわけではない。
- (v) 運営小委員会が現在原価会計の導入を監視するために設立されなければならない。

そして、その実施のため、標準会計実務に関する方式をできるだけ早く発表し、上場会社、多くの非上場会社、国有化企業が実施可能ができるだけ早い日から現在原価会計の初期的基準にしたがうようにしなければならない。実施可能であるならば、こうした企業にたいして1977年12月24日までに始まる会計年度に現在原価会計の採用を義務付けなければならないとしている。このCCAという新しい企業会計体系は、現行の歴史的原価会計 (Historic Cost Accounting) のもつ主要な欠陥である「インフレーション期における企業実績の誤った表示」を是正することを主目的としているのである。この方式は、先にとりあげた1973年1月のASSCによって提示された「現在購買力」(CPP)を主軸とするインフレーション会計方式よりも徹底した改革であるとされている。⁽⁴⁸⁾

そして第12章の具体的な方法および手続きが第13章でとりあげられている。

この第13章では、現在原価会計の初期的基準の内容に関する勧告が提示されている。⁽⁴⁹⁾

貸借対照表

資産の評価

現在原価会計の原理では、資産は「事業価値 (value to the business)」で示すべきで

ある。これはつぎのごとく示すことができる。

資産の価値 = 現在取替原価 (Current replacement Cost) (= 現在購入価格 (Current Purchase Price))

但し、現在取替原価が経済価値 (economic value) および実現可能な純価値のいずれよりも高い場合を除く、その場合には「経済価値」ないしは実現可能な純価値のいずれか高い方が企業にとっての資産価値とされる。

負債の評価

現在原価会計の諸原理では、貸借対照表に負債を「事業価値」で示すことを要求している。負債のはほとんどは、負債の価値が貨幣単位の計測では変化しないので、すでに取得原価会計における「事業価値」で表示されている。

しかしながら、ある種の負債は、ASSCによってSSAP 7の目的にとって「貨幣的」であると分類されているにもかかわらず、貨幣単位で測かった価値が変化する。その例の一つは、市場における現在価値が利率の周知の変化を考慮して算出される社債である。たとえば、100で発行された5%社債は、もし、その後に、利率が10%に上昇したとすると、その価値は低下が予想され、その満期までの残存期間の長さに応じて、市場では50と100の間の計数となるであろう。こうして、企業にとっての社債の「現在取替原価」は、利率が上昇すれば、その額面より著しく小さくなり、そして、その企業は自らの社債を額面以下で買取ることができる。⁽⁵⁰⁾

損益勘定

販売原価の調整

現在原価会計の諸原理は、損益勘定における「販売原価」に対する請求が当年度間に消費された在庫の「事業価値」を反映するように要請している。そして、多くの場合、企業在庫についての「事業価値」は現在購入価格(取替原価)であるので、損益勘定において当年度内に発生した「販売原価」に対する総請求額は、その年度間に使用された在庫のその時点における現在原価 (current cost) を反映すべきであるとされる。

「平均化の方式」による販売原価の調整の計算

(a) - (b) = 販売原価の調整

(a) 保有する在庫の平均価値のその年度内における変化である。その変化は、在庫の期首簿価と期末簿価をその年度内の在庫の平均価格で調整することによって決定される。

(b) 保有する在庫の簿価のその年度内における未調整の変化

以上によって

(a) < (b) のとき

販売原価調整はプラスとなって、消費された在庫に割り当てられる費用は、取得原価によって損益勘定において計上されるよりも高くなるであろう。^{チャージ}

(a) > (b)

販売原価調整はマイナスとなって取得原価によって損益勘定に計上されたよりも使用された在庫に割り当たられる費用はより低くなるであろう。

いずれの場合も、調整の効果は、その年度内に消費された在庫が、損益勘定においてはその年度についての平均現在原価で請求されるのであり、そうして、在庫の処分を通じて実現された保有利得ないし損失は、その年度の利益からは除外されることになる。⁽⁵¹⁾

平均化方式による販売原価調整の算出過程⁽⁵²⁾。

- (i) 貸借対照表における在庫の期末簿価に年度間において保有された在庫の平均価格をかけ、年度末に保有している在庫の平均価格である。
 - (ii) 貸借対照表における在庫の期首簿価に、年度間において保有された在庫の平均価格をかけ、年度初めに保有していた在庫の平均価格である。
 - (iii) 「調整された」基準による（つまり、上の(i)および(ii)の計算を行なった後の）在庫の期首および期末価値の差を「未調整の」基準による（すなわち、貸借対照表の）期首と期末の差から差し引く。
- ④ 上の(iii)において計算された結果が「販売原価調整」である。

販売原価調整の算出例⁽⁵³⁾

A 前 提

- (a) 貸借対照表における在庫の期首簿価 (The opening value of stocks) £200
- (b) 貸借対照表における在庫の期末簿価 (The closing book value of stocks) £300
- (c) 期首の在庫価格：100
- (d) 期末の在庫価格：110
- (e) 当年度についての価格の算術平均：105

B 販売原価調整の算出

- (i) 期末在庫価値 (the closing stock value) に平均価格をかけ期末価格である。

$$300 \times \frac{105}{110} = 286$$

- (ii) 期首在庫価値に平均価格をかけ、期首価格である

$$200 \times \frac{105}{100} = 210$$

- (iii) 調整ベースでの期首および期末バランスの差を未調整ベースの差から差し引く
(未調整) $300 - 200 = 100$

(調 整) $286 - 210 = \underline{\underline{76}}$

- ④ したがって、販売価格調整は 24 である。

C 現在原価による損益勘定への記入⁽⁵⁴⁾

£	£
売	上(たとえば)

2000

期首在庫	200
購入(たとえば)	<u>1,500</u>
	1,700
期末在庫	<u>300</u>
	1,400
販売原価調整	24
総販売原価(現在原価基準)	<u>1,424</u>
現在原価利益(税込)	<u>576</u>

サンディランズ・レポートの結論として述べられているようにできるだけ早く,(1977年末頃までに)「カレント・コスト会計」をすべての会社に導入させ、これを基本的公表会計制度として採択するよう、政府および議会に対して勧告しているが、⁽⁵⁵⁾ ICAEWなどの会計士団体が貨幣購買力変動会計を提唱しているのと比べて非常に大きな変化だっただけに会計士界から批判をうけた。すなわち、イギリスの6つの会計士団体からなる「合同委員会」は「インフレーション会計特別委員会報告(サンディランズ・レポート)に対する最初のリアクション」と題してつぎのようなコメントを表明している。⁽⁵⁶⁾

- ① この報告書が会計思考の発展に貴重な貢献をなすものであると評価し歓迎する。とくに「報告書」が勧告しているカレント・コスト会計は、非貨幣項目の会計に関する実行可能な改善策として承認するが、カレント・コスト会計は、インフレーションのあらゆる局面に対して包括的に対処しうるシステムであるとはいえない。
- ② われわれは「報告書」が提案するカレント・コスト会計情報に加えて、貨幣購買力変動会計による情報をも開示できる新しい会計基準の開発に着手しなければならない。もし貨幣購買力変動会計を全面的に導入することが時期尚早ならば、少なくとも、投下資本についてはカレント基準によって測定した額と、当初の貨幣購買力を維持する額との両者を表示し、その差額を適切に開示するべきである。

すなわち、合同委員会は、貨幣購買力の変動に関する情報の開示を不用としているサンディランズ・レポートに対し批判的で②のごとき提起を行なっているのである。

しかし、ロンドン証券取引所理事会は、インフレーション下においても財務諸表によって会社の期間比較および企業比較が行なえるように、インフレーション会計の導入を全面的に支持したのであった。⁽⁵⁷⁾

以上、第二次世界大戦を経てイギリス政府がインフレーション会計に介入するため設置したといわれるサンディランズ委員会が、1975年にサンディランズ・レポートを答申した時期までのインフレーション会計問題をとりあげた。

先に述べたとおり、イギリスにおいては第二次世界大戦後の物価は戦前の水準にもどる兆候はなくインフレーション会計の多くの文献をみるとこととなつた。まず1945年の所得税法、ICA EWの勧告書第12号(1949年)および第15号(1952年)があげられる。これらの共通点は、その中に固定資産と棚卸資産をおいていることである。

A C C Aは、1952年と1953年に前者においては「貨幣購買力の変動と会計」において取替価格についてとりあげているし、後者では、先の勧告書第15号に対する見解として固定資産と棚卸資産についてとりあげ、減価償却の基礎に現在価値をとることは、結果的に歴史的原価を離れた利益計算をとることを意味し、それは資本と利益を区分する重要な点であるにかかわらず、これに触れていない点は批判されるところである。また、棚卸資産について後入先出法をとりながら、固定資産について加速償却（実行容易性の点で後入先出法と同格である）をとらず現在価値を減価償却の基礎におこうとすることは合理性に欠ける点である。

1954年のS I A Aによる「貨幣価値変動の会計上の意義」も固定資産の減価償却と棚卸資産を中心にしており、前者については再評価（取替価格）を後者については低価法と基準棚卸法をあげている。

基準棚卸法の論理は後入先出法への発展と考えられるから、⁽⁵⁸⁾ 先のA C C Aの場合と同一の問題を含んでいる。

このaでとりあげたE D 8は1973年1月に、小売物価指数を用いて修正した財務諸表を、従来の財務諸表に補足して示すという方式を示した。そして1974年5月には、それを引き継いだS S A P 7を発表した。

しかし、インフレーション会計が政治や経済の面に及ぼす影響の重大さを認識した政府は4で触れたようにサンディランズ委員会を設置してこれに介入した。そして1975年9月に発表されたサンディランズ・レポートは2のcで触れたようにカレント・コスト会計（取替原価会計に近い）を提唱し、一般物価変動会計を否定したことから、イギリスのインフレーション会計の基本方向は一転することになった。⁽⁵⁹⁾

その後、1976年に組織されたモーペス・グループ（Touche Rossの会長でI C A E Wの元会長であったモーペス（Douglas Morpeth）を長として各界の代表で構成される）のE D 18号の発表と、それに対する批判、ついで会計基準委員会は①ハイド委員会（オックスフォード大学の主任会計官であるハイド（Bill Hyde）氏を委員長とする小委員会）による簡潔な暫定ガイドライン⁽⁶⁰⁾（1978年度から上場会社に適用）と②モーペス・グループによるかなり簡素化し、また公表物価指数の使用と従来の財務諸表の存続を重視する改訂恒久基準の二本立てで臨んでおり、この両方式のカレント・コストによる修正は①減価償却と②在庫評価益の二項目に限り、さらに③負債で調達された分は①②から減額再調整するという方法であり、おおむね好評を得ているが③の貨幣項目の修正は議論の余地があるというのが実状のようであり、⁽⁶¹⁾ この③についての結論ができるのには多くの時間を要することが予想される。

〔注〕

- (1) 片野一郎「貨幣価値変動会計（第三版）」昭和52年、392頁
- (2) C.percy Barrowcliff 'The Sixth International Congress on Accounting 1952. Fluctuating Price Levels in Relation to Accounts p. 12.
- (3) 渡邊 進稿「会計」昭和28年7月、19頁。
- (4) 渡邊 進 同上書 17～19頁。
- (5) 渡邊 進 同上書 19頁。
- (6) 高松和男稿「イギリスのインフレーション会計」昭和30年9月商学論集23巻3号、69頁。
- (7) 片野一郎 同上書 490頁。
- (8) The Institute of Chartered Accountants in England and Wales (ICAEW)
Recommendation on Accounting Principles XII, Rising Price Levels in
Relation to Accounts, 1949.
片野一郎「貨幣価値変動会計（第三版）」昭和52年、429頁。
- (9) 片野一郎 同上書 430～437頁。
- (10) 片野一郎 同上書 437～438頁。
- (11) 片野一郎 同上書 438頁。
- (12) 片野一郎 同上書 438頁。
- (13) 片野一郎 同上書 438～439頁。
- (14) 森川八州男稿「会計学総論」昭和48年、464～465頁。
- (15) 片野一郎 同上書 439頁
- (16) 片野一郎 同上書 439～440頁。
- (17) 飯野利夫 「米英における「物価水準の変動と会計」に関する最近の研究について」ビジネスレビュー、昭和28年6月、84頁。
- (18) 片野一郎 同上書 484～485頁。
- (19) 片野一郎 同上書 485頁。
- (20) 片野一郎 同上書 485～486頁。
- (21) 片野一郎 同上書 486～487頁。
- (22) 高松和男稿 同上書 76頁。
- (23) 片野一郎 同上書 515頁。
- (24) 片野一郎 同上書 524～525頁。
- (25) 片野一郎 同上書 525頁。
- (26) 片野一郎 同上書 507頁。
- (27) 片野一郎 同上書 508頁。
- (28) SIAA "Accounting Implication of Changing Money Values" 1954.
高松和男稿 同上書 89～90頁。
- (29) 高松和男稿 同上書 90～91頁。

- (30) 高松和男 同上書 94 頁
- (31) 高松和男 同上書 94 頁
- (32) 高松和男 同上書 92 頁
- (33) 高松和男 同上書 92 頁
- (34) 加古宜士稿「各国におけるインフレーション会計の現状 2. イギリス」税経通信, 1977 年 3 月, 102 頁。
- (35) 野村総合研究所編「財界観測」1977 年 11 月, 5 頁。
野村総合研究所編 同上書 1977 年 12 月, 33 頁。
- (36) 野村総合研究所 同上書 1977 年 11 月, 6 頁。
- (37) 野村総合研究所 同上書 1977 年 11 月, 7 頁。
- (38) 加古宜士 同上書 102 頁。
- (39) 野村総合研究所編「財界観測」1977 年 11 月 6 ~ 7 頁。
- (40) Sandilans, F.E.P. Inflation Accounting -Report of the Inflation Accounting Committee. September 1975 pp. v-xii 経済企画庁調査局海外調査課(以下 経済企画庁と略す)「海外経済月報」昭和 51 年 9 月号, 42 頁。
- (41) Sandilans FEP ibid piv 経済企画庁 同上書 43 頁。
- (42) Sandilans FEP ibid piv 経済企画庁 同上書 昭和 51 年 9 月, 43 頁。
- (43) 経済企画庁 同上書 41 頁。
- (44) 加古宜士稿「英国インフレーション会計委員会報告」企業会計, 1976 年 2 月, 138 ~ 139 頁。
- (45) Sandilans FEP ibid p.159 経済企画庁「海外経済月報」昭和 51 年 10 月号, 57 頁。
- (46) 日本会計研究学会インフレーション会計特別委員会「インフレーション会計の国際的動向」昭和 51 年 4 頁。「事業価値」は多くの場合現在価格(Current Purchase Price)がこれに該当するとしている。
- (47) Sandilans FEP ibid. p.61.
日本会計研究学会 インフレーション特別委員会 同上書 4 頁。
- (48) 経済企画庁 同上書 昭和 51 年 9 月号, 41 頁。
- (49) Sandilans FEP ibid pp.168~192. 経済企画庁「海外経済月報」昭和 51 年 10 月号, 65 ~ 72 頁。
- (50) Sandilans FEP ibid. p.178 経済企画庁 同上書 昭和 51 年 10 月号, 67 頁。
- (51) Sandilans FEP ibid p. 179 経済企画庁 同上書 昭和 51 年 10 月号, 68 ~ 69 頁。
- (52) Sandilans FEP ibid p. 180 経済企画庁 同上書 昭和 51 年 10 月号, 69 頁。
- (53) Sandilans FEP ibid p. 183 経済企画庁 同上書 昭和 51 年 10 月号, 71 ~ 72 頁。
この例にはつきの二つの簡別法を適用してある。
- (a) 期首および期末に所有された在庫の平均価格は、期首および期末における在庫のそれぞれの価格に等しいことを前提とする。
- (b) その年度内に購入された在庫の平均価格は期首および期末における価格の算術平均によ

って与えられるということは前提とする。

- (54) Sandilanas FEP ibid p. 183 経済企画庁 同上書 昭和51年10月号, 71~72頁。
- (55) 日本会計研究学会, インフレーション特別委員会 「インフレーション会計の国際的動向」 2頁。
- (56) 日本会計研究学会 同上書 8頁。
- (57) 日本会計研究学会 同上書 9頁。
- (58) 渡邊 進稿「第三版会計学辞典」昭和51年, 244頁。
- (59) 野村総合研究所編「財界観測」 1977年11月, 4頁。
- (60) 野村総合研究所 同上書 20頁。カレント・コスト会計による修正は①売上原価, ②減価償却, ③負債で調達された部分にかかる①②の再調整という三項目に限る簡単なものでしかもそれは従来の歴史的原価による財務諸表を補足するという形をとるものである。
- (61) 野村総合研究所 同上書 4頁。

3. アメリカにおける貨幣価値変動会計

a インフレーション会計の現状

日本会計研究学会のインフレーション特別委員会は、昭和49年秋に発足し、昭和50年6月19日にその研究結果の中間報告を行なった。そして、「インフレーション会計の諸形態と各国の現状」のなかでアメリカにおけるインフレーション会計の現状について取りあげている。⁽¹⁾

まず、アメリカにおけるインフレーション会計研究の展開過程は2つの系譜に分けられる。その第1の系譜は、一般購買力修正会計に関するものであり、その第2の系譜は、取替原価会計に関するものである。⁽²⁾

第1の系譜たる一般購買力修正会計は、貨幣の実質を抽象的な貨幣の一般購買力と解し、その変動を考慮しようとするものである⁽³⁾のに対し、第2の系譜たる取替原価会計は費用の計算基準として、消費した資産の実際取替原価を適用するものである⁽⁴⁾。前者についてbでとりあげ、後者についてはcでとりあげる。

b 一般購買力修正会計

第1の系譜である一般購買力修正会計に関するものは、片野一郎教授によって、つとにわが国に紹介されているスヴィーニーによって1927年以降の諸論文の発表の成果をまとめて1936年に発表したStabilized Accountingに始まると考えられる。

スヴィーニーはStabilized Accountingを発表した前年の1935年にThe Technique of Stabilized Accountingを発表し、安定価値計算の具体的計算方法を示している。その方法はドイツの金マルク会計にその範をとっているが、しかもこれより進んでおり、元帳記帳修正法の前進法の場合をとりあげれば、貨幣価値変動を考慮しない普通記帳法によって記帳された勘定口座の金額を物価指数によって現在価値に修正してゆくのである。⁽⁵⁾

スヴィーニーはアメリカにおけるインフレーション下において、名目貨幣計算がもたらす経済的矛盾によって、程度の差はあるが計算単位の尺度異質性にもとづいた計算的混乱によって、企業経営者は企業の経済活動が合理的に運営されているか否かを明確にとらえることができないとし、企業は一般購買力の維持とその拡大を図るために、一般物価指数を安定価値基準にとって先に述べた方法によって、貨幣価値変動を考慮した場合の純損益を計算し、もって経営の指針とすべきだとしたのである。

スヴィーニーの提案した技術的主要点はつきのごとくである。⁽⁶⁾

- (1) 実現純利益の決定は、所有者の立場と所有者が消費財を支配する見地に指向されている。
- (2) これは単一生計費物価指数修正を歴史的数値に適用し、それらを年度末購買力によって表示することによって達成される。
- (3) 貨幣の一般的価値の変化によって生ずる実現損益は損益計算書に別の項目として示

される。

- (4) 貸借対照表においても損益計算書におけると同様に修正がなされる。
- (5) 取替原価(Replacement Cost)は、設備および棚卸資産に適した貸借対照表表示の基準として勧告されているが、実現利益の決定のためではない。
- (6) 損益計算書の未実現利益部分は、貸借対照表の取替原価と生計費物価指数によって修正された歴史的原価にもとづく損益との間の調節環(reconciling link)である。スヴィーニーの注目すべき研究も、当時においては大不況を克服したアメリカ経済に対する楽観主義によって引き続き研究する試みがなされなかった。⁽⁷⁾

しかし、1951年8月1日、アメリカ会計学会は補足的報告書第2号「物価水準変動と財務諸表」における表示方法の結論において、経営者は、ドルの価値変動が、純利益ならびに財政状態におよぼす影響を示すわかりやすい補助財務諸表を株主への定期報告書のうちに記載するのが適切であるとしてつぎの事項をあげている。⁽⁸⁾

- (a) かかる補助財務諸表は相互に首尾一貫したものでなければならない。損益計算書および貸借対照表は、ともに同一手続により修正されるべきであり、これによって、補助財務表における数値がいずれも同格の地位をもち、同じ関連的意義をもつべきである。
- (b) 補助財務表は、本来の財務表に現われる修正しない原始原価と詳細な点において照合できるように、そして本来の財務表とは別個のものとしてではなく、その延長もしくは淳化したものとみるべきである。
- (c) 補助財務表には、修正した資料について、その意義、用途および範囲を明らかにした解説を付記しなければならない。

片野一郎教授が「安定価値原価による財務表は、実験領域における問題としては歴史的原価による財務表に対する補助財務表として提案されているが、実験の結果は、歴史的原価による財務表に代わるものとなるかも知れないし、あるいは歴史的原価による財務表に対して依然補助財務表の位置にあるべきものとなるかも知れない、という、曖昧な立場であつかわれている。」⁽⁹⁾と批判されているように、この報告書は依然として歴史原価の表示の維続を求めており、ただ貨幣価値変動が財務諸表に及ぼす影響についての知識は実際的かつ統一的な方法が考えられれば有用な情報たる旨を示したのに止まつたのである。

その翌年の1952年にはAIAの企業利益研究会は、最終報告書を発表し、その第8章要約と結論のなかで「利得とは収益が一般に『費用』と呼ばれるものを超える超過分である。理想的には、費用は収益が測定される尺度とできる限り同一の尺度をもって測定されなければならない。実際問題としては、測定単位として、購買力の変動しつつある貨幣単位を探るか、それとも、所得決定年度のドルのごとき、等しい購買力の貨幣単位を探るかということが問題となる。両者とも容易に実践に移すことができるものとすれば、明らかに、後者はより広汎な有用性をもつものであろう。しかし、前者はその適用の容易性および今日一般に承認されたものであるということから、好ましいものとされている。」⁽¹⁰⁾

として、1951年のA.A.A.の報告書と同様に、収益と費用とを同一の購買力単位で表示している利益計算は有用であるとして、一般物価指数を用いて補助財務諸表の形式での表示を行なうべきだとしており、ただA.A.A.の報告書が包括的修正方式を提唱しているのに対して、この報告では損益計算項目の修正方式を取っているのである。⁽¹¹⁾

そして、A.A.A.の1951年の補足的報告「第2号」の発表を契機として、一般物価変動会計に関する多くの研究の成果が発表された。

その代表的なものとしてつぎのものがあげられる。⁽¹²⁾

- ① W.A.ペートン「統一ドル会計報告書」⁽¹³⁾
- ② R.C.ジョンズ「物価水準変動と財務諸表——4会社のケース・スタディ」⁽¹⁴⁾
- ③ P.メースン「物価水準変動と財務諸表—基本概念と基本方法」⁽¹⁵⁾
- ④ R.C.ジョンズ「物価水準変動が企業所得、資本および税に及ぼす影響」⁽¹⁶⁾
- ⑤ W.A.ペートン(子息)「流動性の研究」⁽¹⁷⁾

①のペートンの「統一ドル会計報告」という一章にもられている会計構想は、1934年の「資産評価問題管見」⁽¹⁸⁾の中で物価変動の企業会計におよぼす影響に言及した部分に、その後のアメリカの会計専門家のインフレーション会計合理化に関する多くの論議を反映し、所得測定上では一般物価指数によって取替原価を修正したものをとることを主張し、特殊物価指数によって取得原価を修正したもの、または再取得原価は、経営上重要であるが、利益測定の基準となる原価ではないとして、1951年のA.A.A.の補足的報告書第2号の主張と一致する立場に改めたこととされるのである。⁽¹⁹⁾

②は、ジョンズが、第二次世界大戦後のアメリカのインフレーションがNew York Telephone Company, Armstrong Cork Company, The Reace Corporations, Sargent & Company の四社の財務におよぼした影響を安定価値会計の方法の視点から分析した実態調査報告である。⁽²⁰⁾

③によって、メースンは、物価水準変動と会計に関する知識を啓蒙する目的で、財務諸表を統一測定単位もしくは恒久価値測定単位をもって表示するために一般物価指数を会計資料に適用する方法を説明しようとした。⁽²¹⁾

④において、ジョンズは、内容を3部に分けており、第1部では、貨幣勘定・準貨幣勘定および投資に対する物価水準変動の影響を分析し、第2部では、非貨幣勘定すなわち固定資産減価償却および棚卸資産に対する影響を考究している。第3部においては、統一ドル価値に修正された数値が経営者、投資家、政府によっていかに利用し得るか等、これら統一ドル会計資料を経営上利用する途と物価水準変動に関して税法を改正すべき諸点を提案した。⁽²²⁾

⑤でW.A.ペートン(子息)は、アメリカの金融機関を除く73の会社の会計報告資料にもとづいて1940年から1952年にいたる期間のドルの購買力の減少が各会社の貨幣状況の構成におよぼした影響と、それによって生じた購買力損益の問題を詳細に分析するとともに貨幣価値安定を前提とした会計の問題点を指摘した。⁽²³⁾

1963年にはA I C P A は、一般購買力修正会計を実践化するための基準として会計研究叢書第6号「物価水準変動による財務的影響の報告」を公表した。

その要約にはつぎのごときものを含んでいる。⁽²⁴⁾

- (1) アメリカでは、一般物価指数のうち、少なくとも1つは実際に利用できるし、財務諸表の修正に使用する場合に信頼できることは明らかである。
- (2) 物価水準変動の影響は、これを通常の財務諸表に付属の補助資料として公開すべきである。
- (3) 現に利用されている財貨、用役のうち、非常に多くのものが第2次大戦中および戦後の技術進歩から生れたものであるため、現在の物価水準とをそのまま比較したのではその精度が信頼できない。

その研究の焦点は、物価水準の変動を完全に除去して正確な経営成績や財政状態を測定しようとした点にあった。

1969年A I C P A は、会計原則審議会(A P B)ステートメント第3号「一般物価水準変動に対する財務諸表の修正」⁽²⁵⁾を発表したが、この報告書では公式的結論としての一般物価水準修正財務諸表の有用である点を強調し、かつその利用を勧告したのである。

この報告書は、理論的に相当の権威をもち、また実践指導の指標となると考えられるが、財務諸表の修正方法が必ずしも明瞭でないなどの問題点もある。⁽²⁶⁾

1974年に入ってA I C P A のF A S B(財務会計審議会)は「一般購買力単位による財務報告⁽²⁷⁾」を発表した。このなかでF A S Bは貨幣単位をG N P . インプリシット・プライス・デフレーターを用いて購買力単位(Units of Purchasing Power)に修正し、これを伝統的財務諸表に対する補足的会計情報として開示することを提案している。⁽²⁸⁾

c 取替原価会計

第2の系譜である取替原価会計に関するものとしては、まず1961年のE.O.エドワーズとP.W.ベルによる「意志決定と利潤計算」⁽²⁹⁾があげられる。

この日本語版への序文において、日本の価格変動のばらつきについて、国際連合の資料によって、1953年を100として、1961年の主要卸売物価指数を示すと「織物77、農産物119、生産者財104、資本財120、消費者財105、建設資材137、一般105」とある。したがって、企業利益を歴史的原価にもとづいて測定するだけでは、こういう個別的価格変動を考慮にいれた適切な測定をすることは不可能である⁽³⁰⁾」として取替原価会計の必要をのべた。

この書に述べられている「時価」^{カレントコスト}と「固定資産とその減価償却」についてとりあげよう。

(1) 時価 — 理論的にいえば、1単位が販売されるごとに、その時日に、その時価が得られるはずであり、この時価の総計が費消材料の時価になるのであり、「この本文で示される方法が完全に、正しく実際と近似するためには販売と仕入(同一財とはかぎらない)が同時日に(あるいは連續的に)行なわれ、各時日の販売量と仕入量の比率が、期中の

総販売量と総仕入量の比率に等しくなければならないとする」⁽³¹⁾のである。

(2) 時価による減価償却 — 固定資産の時価を確定することは、既使用の固定資産 (using fixed asset) については市場が成立していないし、技術の変化のために企業が所有しているものとちょうど同じような(使用耐用年数は別として)新資産は、市場に存在しなくなってしまう等の点で困難であるとして、しかも、われわれが減価償却に关心をもつのは、それが利益の測定と貸借対照表価値に影響を与えていたからであるとし、(i)ある種の資産は、いつも新製品として市場で売買され、ほとんど技術的な変化を受けない。こうゆう資産の期末の仕入価額の情報を販売会社から得ることは可能であり、償却方法が正確であれば、既使用の固定資産の時価は、新品を(時価の)基準にした減価償却を行なうことによって導きだすことができる。⁽³²⁾また(ii)企業が用いている固定資産について、新品市場が存在しない場合に、時価を測定する手段として2つあり、第1は鑑定であり、第2は類似の固定資産についての物価指数を用いて取得原価の基準を、当該資産が、今もし購入されたならばそれに支払わねばならない水準に修正をすることであるとし、労働統計局が農業機械、建設機械、電気機械等の別に発表される固定資産の指標を利用できるとしている。⁽³³⁾

1962年にA I C P A の会計研究叢書第3号 (A R S 「第3号」) 「企業会計原則試案」⁽³⁴⁾がロバート・T・スプローズとモーリス・ムニツによって発表された。

第4章資産の測定のなかで「評価基準として取得原価(過去の交換価格)を一貫して用いる場合には、その棚卸資産項目が売却または他の方法で処分されるまで、発生しているなんらかの利得もしくは損失を繰り延べる結果を生ずる。このため、棚卸資産の評価は古くさくなり、現在あるいは将来と結びつかずに過去と結びつくことになる。さらに2つ以上の棚卸資産項目をそれぞれ違った日に取得したときは、直ちに、それらの取得原価が同一時点と結びつかなくなってしまう」⁽³⁵⁾と取得原価の欠点をのべ、この欠点をもたないものとして「理論上、われわれに残されたものは、現在の交換価格あるいは取替原価を用いることの可能性ということにある。棚卸資産の測定基準として時価(取替原価)を用いることによって、実際に生じた原価の流れについてのどんな仮定も設ける必要がなくなる。つまり棚卸資産の時価は、当該棚卸資産の基礎的な記録や納税申告書が、実際の発生原価の流れについて、後入先出法、先入先出法、加重平均法、あるいは口別法などの仮定を探っても同一である。時価によって棚卸資産を測定することは、売上原価(費用)も時価で測定されるべきことを意味し、これによって、後入先出法の公然たる目的が果たされる。そしてまた、この時価による測定は、手持ちの棚卸資産が先入先出法を利用した場合に得られる数値と少なくとも同じ程度の有用性をもった — 先入先出法による数値よりは高い有用性はもっていないとしても — 数値で測定されることをも意味している」⁽³⁶⁾とし、もう1つの長所として、「物価の騰落時において棚卸資産項目を保有していたために生じた利益と、『売上総利益』、つまり販売価格と時価(取替原価)で計算した売上原価との差額とをはっきり勘定の上で区別することが可能となる」⁽³⁷⁾ことで、これによって究極的な

実現利益が合理的に保証されるとし、保有利得または損失を計算するためには販売時に製品の各項目を時価に修正し、また期末のすべての売却していない棚卸資産項目（製品、仕掛品、原材料および消耗品）を時価で修正する必要を説いている。

このA R S「第3号」では、貨幣価値変動分は、貸借対照表の資本の部に、また取替原価の変動分は保有利得および損失として損益計算書にそれぞれ計上するという画期的な考え方であるが、測定、表示に関して具体的な説明がなされていない点が批判されるところである。⁽³⁸⁾

1964年A A Aは「会社財務諸表に関する会計および報告諸基準1957年改訂版」の補足として概念および基準委員会の補足的報告書第1号「土地、建物および設備に対する会計」⁽³⁹⁾および補足的報告書第2号「棚卸資産の各種測定方法の討議」⁽⁴⁰⁾を発表した。これらの補足的報告書において、固定資産についても棚卸資産についても取替原価による測定を提案した。そして、これらの報告書によれば、取替原価基準は、取得原価基準からの背離ではあっても、決して伝統的な資産評価手続からの決定的な背離ではない。すなわち、取替原価基準は実務上すでに早くから低価法という形で部分的に適用されてきており、もし、その金額が客観的に測定できるならば取替原価が取得原価より下ったときだけでなく、上ったときにも当然拡張して適用できるので取替原価基準が成立するとするのである。⁽⁴¹⁾

そして資産評価の基準として取得原価概念の代わりに取替原価概念によって、物価変動による資産の保有利得または損失を区分表示することを主張したが、その理論的根拠は、資産の本質を「サービス・ポテンシャル」と規定し、その「サービス・ポテンシャル」は取替原価によって表現されるとの考えが近代会計理論の支配的傾向であったことによっている。また取替原価には、投資についての意思決定に際し、有用な情報を提供する点のあることも見逃せない。⁽⁴²⁾

この場合の保有利得は、「営業能力の縮少なしには分配することのできない」⁽⁴³⁾性質のものなのである。

A A Aの1964年度会計概念基準委員会の対応概念委員会は、その報告のなかで、費用測定に関連して、次のような結論を表明した。⁽⁴⁴⁾

- ① 直接関連ある製品、用役要素の費消は、実施可能な範囲内で、それが期間収益と積極的に関連をもつに至ったときに、そのときの取替価値で測定すべきである。
- ② 収益に対し賦課された取替価値と費消された製品、用役要素の原初繰越価値との差額を「市場の変動および価格水準の変動による実現損益」と名づけて、これを損益計算書に記載表示すべきである。
- ③ 原初繰越価値を記録に表わす限り、A A Aの補足的報告書第2号と対応概念に関する諸提案とは調和し得るものと考えていた。この場合、補足的報告書第2号で提案した取替価値への修正額を表示するためには評価勘定が必要となるが、当委員会は、棚卸資産の再評価によって生ずる保有利得を未実現収益として取扱うことを示唆する。したがって実現したときに、収益は「営業からの純所得」（net income from operat

ions) と「市場変動および物価水準変動より生ずる利得または損失」(gains or losses arised from fluctuations and price level changes) とに分割できる。

A A A の 1964 年度会計概念基準委員会の実現概念委員会は、さきの補足的報告書においては、保有利得の計上を重点においており、それが実現できるか否かは問題からはずされた点をとりあげ、A A A の「会社財務諸表に関する会計および報告基準一 1957 年改訂版一」⁽⁴⁵⁾ の実現についての考え方を実質的に拡大し、一部修正することを意図し、「実現の本質的な意味は、ある資産もしくは負債の増減が、それを諸勘定に認識できるほど十分に、明確かつ客観的になったことである」⁽⁴⁶⁾ という実現の定義を内容的には踏襲しながら、形式的には変更したということである。⁽⁴⁷⁾

実現委員会は収益取引における実現要件としてつぎの 3 つにわたって検討する。

- ① 受取った資産の性格
- ② 市場取引の存在
- ③ 用役の達成程度

そして、②市場取引の存在を必要条件としている点で、⁽⁴⁸⁾ 伝統的実現への逆戻りであるが、この委員会は未実現保有利得の計上を主張するという点で伝統的実現とは異なった内容となっているのである。⁽⁴⁹⁾

すなわち、まず保有損益の認識計上をつぎの目的の充足に求める。⁽⁵⁰⁾

- ① 費用が時価基準で表示されること。
- ② 価格変動による損益が、その資産が売却される期間にではなしに、価格変化が生ずる期間に認識されること。
- ③ 貸借対照表上、資産がその現在の経済的価値で表示されること。

したがって、保有損益が、実現、未実現にかかわらず認識される結果、損益計算書の表示に際しては純利益の中には実現保有損益のみを含め、未実現保有損益は純利益の下に書き加えて示し、貸借対照表には実現留保利益と未実現保有損益を区分して表示することになる。⁽⁵¹⁾

1966年にいたって A A A は「基礎的会計理論」(A Statement of Basic Accounting Theory 略して ASOBAT) を発表した。

この報告書は、会計の定義について、会計は、「情報の利用者が判断や意志決定を行なうにあたって、事情に精通したうえでそれができるように経済的情報を確認し、測定し、伝達する過程である」⁽⁵²⁾ としており、情報を取引資料のみでなく非取引資料によるものも含めている点が特徴である。⁽⁵³⁾

すなわち、非取引資料としての時価について「第 3 章 外部利用者のための会計情報」でとりあげている点を述べれば、大部分の国における会計は、今までのところ、インフレーションのような場合、時価は「第 2 章会計基準」で述べられた会計情報の基本的基準(1.目的適合性 2.立証可能性 3.不偏性 4.量的表現可能性)の 1 つである目的適合性をもつ点は確かであり、もし時価が、他の基準を満たすならば、時価が有用であることは

否定できないとしており、上の会計情報の基準にもっとも適合すると思われるのは、当該資産または用役を再調達するための時価、すなわち取替原価であるとしているのである。

ASOBATにおいては、一般購買力変動の修正分は貸借対照表の資本の部へ、そして取替原価変動の修正分（保有利得または損失）および貨幣項目にかかる保有損益（貨幣購買力損益）は、損益計算上、実現利益と区別して表示される。⁽⁵⁴⁾

アメリカにおけるインフレーション会計の第1の系譜に属する一般購買力修正会計については1974年にFASB（財務会計基準審議会）が、2.でとりあげた「一般購買力単位による財務報告」のほかに

- ① FASB "Reporting the Effects of General Price-level Changes in Financial Statements" 1974
- ② FASB "Statement of Position on Reporting the Effects of General Price-Level Changes in Financial Statements" 1974

を発表しており、FASBによってなされた各種の会計原則または会計基準が実質上、権威あるものとして会計界に対して多大の影響をもっているところから、こうした一般購買力単位による会計情報が実際に適用される段階に進むかにみられていた。⁽⁵⁵⁾

しかるに、1976年3月に、SEC（証券取引委員会）は、会計連続通牒190号で、⁽⁵⁶⁾同年12月25日以降に終了する事業年度から、一定の規模の企業に対し、特定項目の取替原価法の開示を義務づけた。⁽⁵⁷⁾

したがって、3.のcでとりあげた取替原価会計が、SECが取替原価に関する情報を一部の特定項目に限定はしているが開示させる方向に動いたことは、SECがこれまで取得原価主義会計を制度的に実施してきただけに、⁽⁵⁸⁾アメリカの公表財務諸表制度がこれを契機として転換する可能性を示唆しているかにみえる。

[注]

- (1) 日本国会研究学会、インフレーション会計特別委員会「インフレーション会計の諸形態と各國の現状」昭和50年 6~11頁。
- (2) 日本国会研究学会、インフレーション会計特別委員会 同上書 7頁。
- (3) 日本国会研究学会、インフレーション会計特別委員会 同上書 4頁。
- (4) 日本国会研究学会、インフレーション会計特別委員会 同上書 8~9頁。
- (5) 片野一郎「安定価値会計」 昭和24年 398~399頁。
- (6) Wilcox E.B." Handbook of Modern Accounting Theory " 1955
pp. 261~262
- (7) 江村 稔稿「アメリカ会計学の発展」（会計学の発展と課題） 昭和15年 159頁。
- (8) A A A " Price Level Changes and Financial Statements Supplementary Statement No.2" The Accounting Review 1951. October p. 472
片野一郎訳、「アメリカ会計学会サブリメンタリー・ステートメント第2号『物価水準変動

- と財務諸表』」産業経理12巻6号 72頁（片野一郎「貨幣価値変動会計第二版」昭和44年 586～600頁所収）
- (9) 片野一郎「貨幣価値変動会計第二版」 昭和44年 604頁
- (10) Study Group of Business Income "Changing Concepts of Business Income" 1952 p. 104 渡辺進, 上村久雄共訳「企業所得の研究」昭和31年 170～171頁
- (11) 清水宗一「資産原価配分論」 昭和42年 195頁
- (12) 片野一郎 同上書 638頁
- (13) Paton,W.A." Uniform Dollar Reporting" (Chapt xix of William A. Paton: Corporation Accounts and Statements 1955)
- (14) Ralph Coughenour Jones "Price Level Changes and Financial Statements- Case Studies of Four Companies, 1955
- (15) Perry Mason " Price-Level Changes and Financial Statements- Basic Concepts and Methods" ,1956
- (16) Ralph Coughenour Jones " Effects of Price Level Changes on Business Income Capital, and Taxes" 1956
- (17) William A Paton, Jr." Studies in Liquidity" 1958
- (18) Paton, W.A. " Aspects of Asset Valuations" Accounting Review ix, 2. June 1934
- (19) 片野一郎 同上書 640～641頁
- (20) Ralph Coughenour Jones " Price Level changes and Financial Statements pp. 1～2
- (21) Perry Mason ibid Foreword
- (22) Ralph Coughenour Jones " Effects of Price Level Changes on Busiensss Income, Capital, and Taxes." pp.ix～xii 片野一郎 同上書 664～665頁
- (23) 片野一郎 同上書 682頁
- (24) A I C P A Reporting the Financial Effects of Price-Level Changes- Accounting Research Study No.6" 1963 pp.xi～xii
- (25) A I C P A " Financial Statements Restated for General Price-Level Changes" (APB Statement No.3) 1969
- (26) 高橋芳蔵稿「貨幣項目に生ずる購買力損益について — 貨幣価値変動と会計に関連して」(現代経営学の課題) 昭和49年 459～460頁
- (27) FASB " Financial Reporting in Units of General Purchasing Power" 1974
- (28) 日本会計研究学会, インフレーション会計特別委員会「インフレーション会計の諸形態と各國の現状」昭和50年 10頁
- (29) E.O.Edwards & P.W. Bell," The Theory and Measurement of Business Income" 1964, 中西寅雄監修, 伏見多美雄, 藤森三男訳編「意志決定と利潤計算」昭和39年

- (30) Edwards. E.O.& Bell, P.W. 日本語版への序文訳書 VII頁
- (31) Edwards,E. O.& Bell, P.W. ibid, p.144 訳書 121頁
- (32) Edwards, E.O.& Bell, P.W. ibid, pp.185~186 訳書 155頁
- (33) Edwards, E.O.& Bell, P.W. ibid, pp.185~187 訳書 155 ~ 156頁
- (34) R.T.Sprouse, and M.Moonitz," A Tentative Set of Broad Accounting Principles for Business Enterprises" (A I C P A ARS No.3)
- (35) R.T. Sprouse & M.Moonitz ibid p.28
- (36) R.T Sprouse & M. Moonitz ibid pp.28~29
- (37) R.T Sprouse & M. Moonitz ibid p.29
- (38) 日本国会議研究学会, インフレーション会計特別委員会「インフレーション会計の諸形態と各國の現状」昭和50年 8頁
- (39) A A A " Accounting for Lands, Buildings and Equipment-Supplementary Statement No.1, Accounting Review Vol.39 (1964)
- (40) A A A " A Discussion of Various Approaches to Inventory Measurement-Supplementary Statements No.2 Accounting Review Vol.39 (1964)
(経済論集 第26号拙稿参照)
- (41) 高松和男「貨幣価値変動会計」昭和47年 167頁
- (42) 高松和男 同上書 167 ~ 168頁
- (43) A A A Supplementary Statement No.1 p.697
- (44) A A A " The Matching Concept" The Accounting Review April 1965.p.369
若杉 明「企業会計基準の構造」昭和41年 405頁
- (45) A A A " Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements 1957 Revision, 丹波康太郎, 染谷恭次郎訳「アメリカ会計学会会社財務諸表に関する会計および報告基準 — 1957年改訂版」産業経理第17卷11号 31 ~ 41頁
- (46) A A A ibid p.54, 同上書 33頁
- (47) 加藤盛弘稿「初期現代会計理論」(現代会計学の論理I)昭和51年 100頁
- (48) A A A " The Realization Concept" , The Accounting Review April, 1965 p.318
- (49) 加藤盛弘 同上書 100頁
- (50) A A A ibid p.319
- (51) A A A ibid pp.321~322
- (52) A A A ibid p.1
- (53) 新井清光「会計公準論」昭和44年 168頁
- (54) 日本国会議研究学会 同上書 9頁
- (55) 石岡貞城稿「各国におけるインフレーション会計の現状 — アメリカ」税経通信 昭和52年3月号 96頁

- 56 Accounting Series Release No.190 アメリカにおける公表財務諸表制度は「1933年証券法」「1934年証券取引法」をその法的根拠にして、その報告様式および内容は、わが国の財務諸表規則にあたる「証券取引委員会規則」および「会計連続通牒」によって規制されている。（日本会計研究学会インフレーション特別委員会「インフレーション会計の諸形態と各国の現状」昭和50年 6頁
- 57 長谷川哲嘉稿「取替原価情報の開示」（企業会計）1976 Vol.28 No.11, 107頁
- 58 石岡貞城 同上書 95頁

4. 要 約

1. 序 論

この小論は、イギリスおよびアメリカにおける貨幣価値変動会計についてとりあげたものである。

2. イギリスにおける貨幣価値変動会計

2. a 第二次世界大戦後のインフレーション会計

イギリスにおいては、第一次世界大戦（1914～1918）後はドイツ フランス アメリカの場合と異なり物価指数は上昇したものの1920年を頂点として急速に下落しはじめ1932年には戦前を下まわったためインフレーションに関する文献もあらわれなかった。しかし、第二次世界大戦（1939～1945）後は、インフレーションの影響を大きく受けたためインフレーション会計の多くの文献をみるとこととなった。それは次のごとくである。

1945年の所得税法

ICAEW (The Institute of Chartered Accountant in England and Wales) の勧告書12号（1949）

ICAEWの勧告書第15号（1952年）

これらの共通点は固定資産と棚卸資産をその中心に置いている点にある。

ACCA (The Association of Certified and Corporate Accountants) の「貨幣購買力の変動と会計（1952）」では取替価格についてとりあげている。

2. b サンデランズ、レポート（1975）

本報告書においてはカレントコスト会計を提唱し、一般物価変動会計を否定したことから、イギリスのインフレーション会計の基本方向は一転することとなった。

2. c 現在原価会計

これを計算例によって示したのが現在原価会計でサンデランズレポート第12章と第13章によっている。その後1976年に組織されたモーベス・グループのED (exposure draft) 18号の発表とそれに対する批判、ついで会計基準報告委員会は①ハイド委員会による簡潔な暫定ガイドライン（1978年から上場会社に適用）と②モーベス・グループによるかなり簡素化し、また公表物価指数の使用と従来の財務諸表を重視する改定恒久基準（1979年から大企業に適用）の2本立て臨んでおり、この両方式のカレント・コストによる修正は①減価償却と②在庫評価益の2項目に限り、さらに③の貨幣項目の修正は議論の余地があるというのが実情のようであり、この③についての結論がでるのには多くの時間を要することが予想される。

3. アメリカにおける貨幣価値変動会計

3. a インフレーション会計の現状

アメリカのインフレーション会計研究の展開過程は2つの系譜に分けられる。

第1の系譜は3.bでとりあげる一般購買力修正会計であり、第2の系譜は、3.cでとりあげる取替原価会計である。

3. b 一般購買力修正会計

イギリスのインフレーション会計については第一次世界大戦（1914～1918年）後には文献にみるべきものがなかったが、アメリカにおいてはスウェニーによる研究が1927年以降、多くの諸論文となって示された。そして1936年にこれらの成果をまとめた Stabilized Accounting として発表されたのである。

スウェニーはアメリカにおけるインフレーション下において名目貨幣計算がもたらす経済的矛盾によって生じた計算的混乱を避けるため、企業は一般購入力の維持とその拡大を図るために、一般物価指数を安定物価基準にとって貨幣価値変動を考慮した場合の純損益を計算し、もって経営の指針とすべきだとしたのである。しかし、スウェニーの研究は当時引き続き試みられなかった。だが1974年に至ってFASBC（財務会計基準審議会）が、「一般購買力単位による財務報告」を発表したのを始めとした諸論文によって、一般購買力単位による会計情報が実際に適用される段階に進むかにみられていたのである。

3. c 取替原価会計

第2の系譜である取替原価会計についてはE.O.エドワーズとP.W.ベルによる「意志決定と利潤計算」（1961年）がまずあげられるが、1976年3月に、SEC（証券取引委員会）は会計連続通牒190号で、同年12月25日以降に終了する事業年度から一定の規模の企業に対し、特定項目の取替原価法の開示を義務づけた。

したがって取替原価会計が、SECが取替原価に関する情報を一部の特定項目に限定しているが開示させる方向に動いたことは、SECがこれまで取得原価主義会計を制度的に実施してきただけに、アメリカの公表財務諸表制度がこれを契機として転換する可能性を示唆しているかに見える。